

# 次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

トラブルを未然に防ぐためにも早めに相続登記をしませんか。



登記のとおり、私が所有者です！

## 相続登記をしないと発生する様々な問題



売却して現金化したいが売買による移転登記ができない

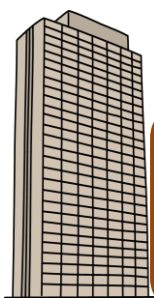
用地買収の話がもちあがったため兄弟間で争いになった



空き家の所有者との交渉ができない

早いこと  
相続登記を  
しておけば  
こんな事には  
ならず  
金を費やし  
時を費やし  
ならぬ

第2次相続、第3次相続が発生して連絡がとれない法定相続人がいる



再開発計画地の地権者との交渉が進まない

連絡がとれず森林が荒廃



災害復旧のための工事をしたいが所有者と連絡がとれない



相続人から依頼を受けた司法書士(国家資格)は、法務局へ登記の申請をすることができます。

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00207.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html)

司法書士アクセスブック「よくわかる相続」【PDF】

(日本司法書士会連合会のホームページからダウンロードできます。)

法務省ホームページ「申請書の様式」

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category\\_00001.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00001.html)

広島法務局ホームページ「登記相談予約サービスのお知らせ」

<http://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/>

国民の権利と財産を守る

法務局

Legal Affairs Bureau

